

国民生活基礎調査(貧困率) よくあるご質問

【定義・算出方法等に関すること】

(問1) 相対的貧困率の算出方法を教えてください。

(答1) 国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。

詳しくは算出方法を図式化した**参考資料**をご覧ください。

(問2) 世帯の可処分所得を「世帯人員数の平方根」で割って、わざわざ「等価可処分所得」を算出するのはなぜですか。

(答2) 世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要があります。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることですが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があります。

このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いています。

【例】年収800万円の4人世帯と、年収200万円の1人世帯では、どちらも1人当たりの年収は200万円となりますが、両者の生活水準が同じ程度とは言えません。光熱水費等の世帯人員共通の生活コストは、世帯人員数が多くなるにつれて割安になる傾向があるためです。

(問3) 「子どもの貧困率」と「子どもがいる現役世帯」の貧困率の違いは何ですか。

(答3) 「子どもの貧困率」は子どものみで算出しますが、「子どもがいる現役世帯」の貧困率は、子どもがいる世帯の大人を含めて算出しています。

「子どもの貧困率」とは、子ども_{※1}全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

「子どもがいる現役世帯」の貧困率とは、現役世帯_{※2}に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

※1：「子ども」とは、17歳以下の者をいいます。

※2：「現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

(問4) たいていの場合、子どもには所得がないので、貧困率は算出できないのではありませんか。

(答4) 貧困率は、その人の所得ではなく、その人が属する世帯の所得をもとに計算します。子どもの貧困率も、その子が属している世帯の等価可処分所得を元に計算しています。

(問5) 「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人」の貧困率とは、「ひとり親世帯」の貧困率ということですか。

(答5) 「子どもがいる現役世帯」に含まれる「大人」には親以外の世帯員も含まれるため、「祖父(母)と子ども」「18歳以上の兄弟と子ども」といった場合等も考えられ、「ひとり親世帯」とは限りません。

【調査結果に関すること】

(問6) 最新の貧困率の集計結果は何年の調査によるものですか。

(答6) 貧困率は平成22年調査以降、調査客体が多い大規模調査年のみ集計しています。大規模調査は3年おきに実施していますので、最新結果の年は、厚生労働省HPの下記「公表予定」からご確認ください。

◆厚生労働省ホーム>統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>国民生活基礎調査>公表予定

http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_20-21.xml

(問7) 貧困率の年次推移の調査結果を見たところ、調査年と1年ずれた表記がされています。これはなぜですか。

(答7) 国民生活基礎調査において、所得関係の項目は調査時点の前年1年間(1~12月)について把握しているためです。

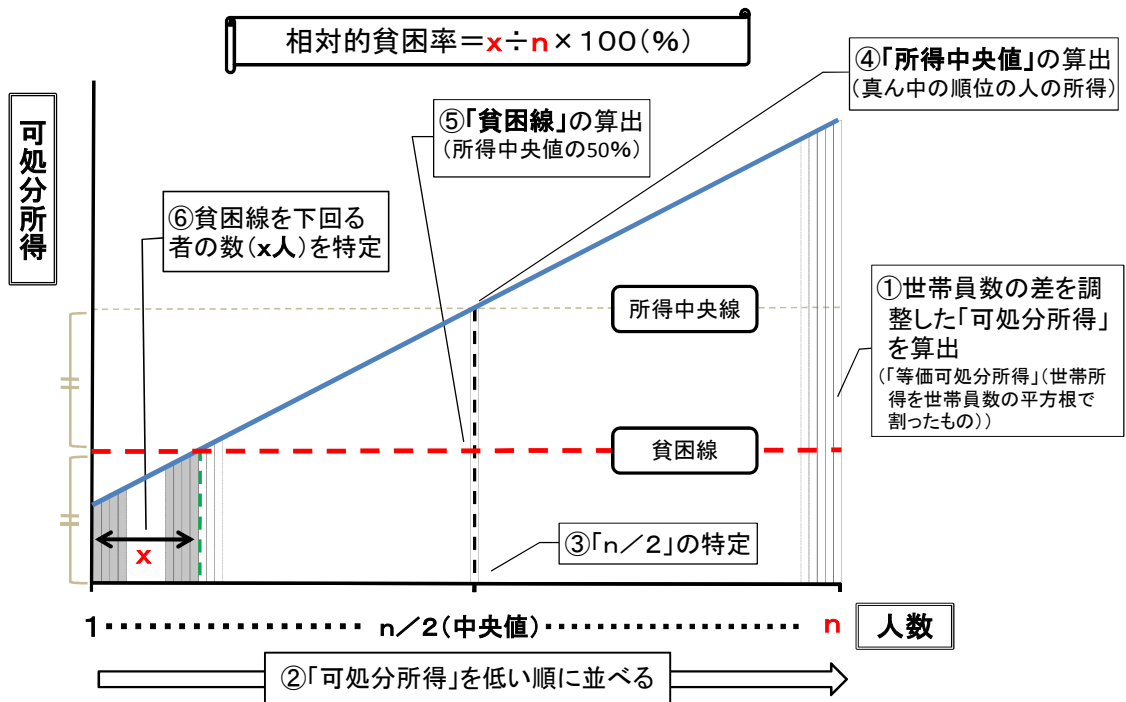
(問8) 「名目値」と「実質値」の違いは何ですか。

(答8) 「名目値」はその年毎の集計結果そのままです。「実質値」は昭和60年の消費者物価指数を100として調整した数値です。

物価の推移も考慮して年次推移を観察したい場合は「実質値」を使ってください。

【参考資料】

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。

